

令和 7 年度長崎県原子力災害医療ネットワーク事業業務委託仕様書

1. 事業の目的

原子力災害医療対策に係る技術的・専門的な事項について、緊急時において原子力災害医療関係者が相互に連携しつつ、効率的で的確な医療活動が実施できるよう、平常時から医療関係者間の人的ネットワークを構築し、関係者相互の連携を強化するための情報提供ならびに情報の共有化を図るとともに、関係者への最新の知見を踏まえた原子力災害医療に関する研修を開催し、原子力災害医療に必要な人材育成を行う。

2. 事業内容

(1) 長崎県原子力災害医療ネットワーク検討会の設置・運営

本県の原子力災害医療における体制及び諸課題等について検討協議及び情報交換を行う。

① 構成

- ・委員：40 名以内（医療機関、搬送機関、行政機関等の関係者）
- ・顧問：5 名以内（原子力災害医療に関する調査研究を行っている機関又は大学等に所属し、原子力災害医療に関する専門的知識を有する者）

② 開催回数：本会議 1 回、作業部会 1 回

③ 開催場所：長崎県内会場または WEB 会議（ハイブリッド可）

※ 受託者で会場を確保し、必要な場合は使用料を負担すること。また、WEB 会議システムは Cisco Webex の利用を優先し、必要な機材等については受託者で確保すること（県職員用のパソコンは不要）。

④ 検討内容：

- ・長崎県原子力災害医療マニュアルの改訂に関すること。
- ・その他必要な検討協議・情報交換

※ 検討内容及び作成資料は、県の指示に従い作成することとし、準備段階から県の求めに応じ、専門的知識を有する者から助言できる体制を整えること。

※ 資料作成にあたっては、十分な情報収集・分析を行ったうえで作成すること。

⑤ 開催時期：

令和 7 年 10 月中旬（原子力防災訓練実施予定日）以降に開催予定

⑥ 委員等謝金及び旅費：

謝金は、委員長 9,900 円、委員 8,700 円とする。旅費については、必要額を受託者算定のうえ、支給すること（県職員には不要）。

(2) 長崎県原子力防災訓練講習会の開催

原子力災害医療に必要な基礎知識（安定ヨウ素剤含む）、避難退域時検査における実践的知識（汚染検査・簡易除染、保健師及び薬剤師による問診等）の技能習熟を図る。

① 開催回数：1 回

② 開催場所：佐世保市内及び近隣市町

※ 受託者で会場を確保し、必要な場合は使用料を負担すること。

- ③ 開催時期：令和 7 年 9 月上旬まで
- ④ 対象者：行政機関等 40 名程度
- ⑤ 研修時間：3 時間程度
- ⑥ 講師：研修会の内容に精通する者を選定すること。謝金及び旅費については受託者算定のうえ、支給すること（県職員には不要）。

（3）その他

本県の原子力災害体制の改善や、原子力災害医療にかかる専門的知識・技術レベルの向上のために、必要な報告・提言を行うこと。

3. 業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4. 報告書の提出

業務が完了したときは、速やかに成果品として、報告書を作成し、提出すること。

（1）報告内容

事業概要、参加者、実施または討議内容 等
※必要に応じ、配布資料の収録を行うこと。

（2）提出書類

- ・紙媒体 2 部
- ・電子媒体（CD-ROM）1 部

（3）提出期限

令和 8 年 3 月 31 日